

（仮称）第 6 次横須賀市男女共同参画プラン体系（素案）の特徴や考え方

- 平成 31 年 4 月の条例改正後、初の男女共同参画プラン策定になります。
- 令和 2 年 12 月に閣議決定された国の「第 5 次男女共同参画基本計画」や、神奈川県「第 4 次かながわ男女共同参画推進プラン」を勘案し、第 5 次プラン策定後の社会情勢も踏まえ、策定します。

1 ジェンダー平等の推進

生物学的な性別に加えて、社会通念や慣習等に基づき、社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」といいます。

2015 年（平成 27 年）9 月に国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取り組みを進めています。SDGs のゴール 5 として「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」においても、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映（ジェンダー主流化）し、一層の取り組みを進める旨が明記されています。

また、令和 4 年度に策定された市の総合計画「横須賀再興プラン」において、男女共同参画推進事業で「ジェンダー主流化及び多様な性への理解の促進に向けての施策を総合的かつ計画的に推進する」旨明記されています。

それらを踏まえ、次期プラン案においてもジェンダー平等の推進について明記し、目標の 1 つとして位置づけています。

2 ワーク・ライフ・バランスの実現

第 5 次プランにおいてもワーク・ライフ・バランスの推進を施策方針の 1 つに位置づけ取り組んできましたが、平成 31 年度に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革法）が施行され、令和 3 年度には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されて男性の育児休業取得の一層の促進が規定される等、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すための取り組みの重要性は増しています。

男女共同参画社会・ジェンダー平等社会の実現には不可欠なものであるため、次期プラン案において目標の 1 つに位置づけ、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け引続き取り組んでいきます。

3 リプロダクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※

条例の基本理念（第3条）において、リプロダクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った取り組みが重要となってくることについて新たに規定されたことから、次期プランにおいて、リプロダクティブヘルス／ライツについて明記し、施策の1つに位置づけます。

※リプロダクティブヘルス／ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念で、一般的に「性と生殖に関する健康と権利」とされている。全ての人が、自分たちの子どもの数、出産の間隔、及び時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を持つことを意味する。特に、女性等が子ども期、成人期、高齢期に至る各ライフステージにおいて健康な生活を営むためには、結婚をする・しない又は、出産をする・しない等について自分らしい生き方を選択できるよう、必要な情報が得られるよう社会の理解と支援が必要であると考えられている。

また、生涯を通じて誰もが健康でいきいき暮らしていくためには、男女の身体的性差を十分に理解しあい、お互いの人権を尊重しつつ、自分自身の健康についても積極的に関心を持つことで、自らのこころと身体の両面で健康保持、増進を図っていくことが重要であると考えられている。

4 多様な性の尊重

多様な性の尊重に対する理解促進と支援の重要性を明確に示すことにより、その取り組みを確実に進め、男女共同参画と多様な性の尊重を実現するため、平成31年4月に「男女共同参画推進条例」を「横須賀市男女共同参画と多様な性を尊重する社会実現のための条例」に改正し、取り組みを続けてきました。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」第1部 基本的な方針の「はじめに」においては、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」ととどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである」と多様性の視点が従前の計画より強調され、13頁の「3 5次計画における基本的なしてんと取り組むべき事項等」においては、「性的指向・性自認（性同一性）に関することについては、現在広く議論が行われているところ、こうしたことも含め、多様性を尊重することは重要であることは当然である」と明記されています。

それらを踏まえ、第5次プランにおいては施策方針「5 誰も孤立させない社会に向けた支援」の主要施策「10 多様な性を尊重する社会の実現」として位置づけていましたが、次期プラン案においては目標の1つとして位置づけています。

5 困難な問題を抱える女性への支援

性犯罪、DV、貧困などに苦しむ女性への支援の強化を目的として、令和6年4月1日から施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」案が令和4年5月に公表されました。今後策定される国の基本方針や神奈川県の基本計画を踏まえて市として取り組むため、次期プラン案の施策に盛り込みました。

6 暴力のない社会の実現

第5次プランにおいても「重点目標Ⅲ 暴力のない社会づくり」と位置づけて取り組んできました。暴力は、重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題であるため、次期プランにおいても目標の1つに位置づけ、引き続き取り組んでいきます。

なお、国の計画において、「国際的な合意文書においては、『ジェンダーに基づく暴力』という表現が使用されており、性別に起因する暴力の多様な被害者に対する支援の充実や相談に対応できる体制整備が必要である。」と明記されているため、次期プラン案において「ジェンダーに基づく暴力」との表現を使用しています。

(参考) 「第5次横須賀市男女共同参画プラン」策定後の主な動き

時 期	内 容
平成 30 年 4 月 (2018 年)	・「第5次横須賀市男女共同参画プラン」策定
平成 30 年度 (2018 年度)	・県「第4次かながわ男女共同参画推進プラン」開始 ・「政治分野における男女共同の推進に関する法律」成立
平成 31 年 4 月 (2019 年)	・「男女共同参画と多様な性を尊重する社会実現のための条例」施行 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(働き方改革法)施行
令和元年度 (2019 年度)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)改正
令和2年度 (2020 年度)	・性犯罪、性暴力対策の「集中強化期間」 (令和2年～令和4年)
令和2年12月 (2020 年)	・国「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定
令和3年度 (2021 年度)	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正(男性育休取得促進)
令和4年4月 (2022 年)	・「YOKOSUKA ビジョン 2030」(基本構想・基本計画)、 「横須賀再興プラン」(実施計画)開始

■ プランの位置づけ

- ①「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく、男女共同参画社会の実現を推進するための「市町村男女共同参画計画」
- ②国の「第5次男女共同参画基本計画」、神奈川県「第4次かながわ男女共同参画推進プラン」等、国や神奈川県の動向に対応する計画
- ③「横須賀市男女共同参画と多様な性を尊重する社会実現のための条例」第10条に基づく「基本計画」
- ④本市の上位計画である「YOKOSUKA VISION」、「横須賀再興プラン」に対応する個別計画
- ⑤女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- ⑥DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」